

資料提供(投げ込み) 令和3年8月19日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 (電話059-229-3126)	税務・財産管理担当理事 橋本英樹

## 三重県まん延防止等重点措置に伴う市施設の対応方針について

令和3年8月17日(火)に「三重県まん延防止等重点措置」が発出されたことを受け、同年8月18日(水)に「三重県まん延防止等重点措置に伴う市施設の対応方針」を決定しましたので、対象となる市施設について、利用時間の短縮等を実施します。

### 記

#### 1 実施期間

令和3年8月20日(金)から同年9月12日(日)まで

#### 2 対応方針

別紙「三重県まん延防止等重点措置に係る市施設の対応方針」のとおり

#### 3 対象施設

別紙「総括表」のとおり

## 三重県まん延防止等重点措置に係る市施設の対応方針

三重県は、令和3年8月17日に「三重県まん延防止等重点措置」（以下「重点措置」という。）を発出し、同月20日から翌9月12日までを措置実施期間として、津市を含む9市8町が重点措置区域に指定されました。

重点措置においては、飲食店等に対して、20時までとする営業時間短縮の要請並びに酒類及びカラオケ設備の提供自粛を要請するとともに、集会場等、ホテル等、運動施設、遊興施設、サービス業等の施設を運営する事業者に対して、20時までとする営業時間短縮の要請（床面積1,000㎡超）又は働きかけ（1,000㎡以下）がなされています。

また、県境を越える移動の自粛や市町が管理するバーベキュー場等の屋外飲食施設に係る新規予約の停止についても、重点措置において引き続き要請されています。

このことを受け、本市の公共施設については、措置実施期間中、働きかけの部分を含め、下記のとおり対応することとします。

なお、このことについて、公共施設を運営する指定管理者や関係団体等からも情報を発信するよう、各所管課から指定管理者等に対し、周知徹底を行います。

### 記

- 1 市施設のうちレストラン、宿泊施設、観光センター等の飲食営業部分については、営業時間を20時までに短縮し、酒類及びカラオケ設備の提供を停止することとします。
- 2 文化センター、集会機能を有する施設、スポーツ施設、生活必需サービスを除く温浴施設等について、床面積に関わらず、開館時間を20時までに短縮することとします。
- 3 時間短縮を行う施設のうち、利用予約が出来る施設にあっては、20時以降の新規予約は停止し、予約済の利用者等に対しては、20時までの時間短縮について協力をお願いすることとします。
- 4 市施設の観光施設、公園等におけるバーベキュー場、キャンプ場等の屋外飲食が可能な部分について、引き続き新規予約を停止することとします。
- 5 密になることが想定される施設については、入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底に努めます。
- 6 県外からの利用については、引き続き自粛について協力をお願いすることとします。

7 時間短縮、休止等を行う施設については、市ホームページに掲載し、市民への周知を図ります。

## 総括表

対応内容	施設数	施設の例
時間短縮	376	市民センター、公民館、津リージョンプラザ、サオリーナ、メッセウイング・みえなど
一部休止 ※酒類の提供の停止	2	モーターボート競走場、とことめの里一志「レストハウス秋桜」
新規予約停止	10	錫杖湖畔キャンプ場、スカイランドおぼらなど屋外飲食施設
休止	3	浜風公園など
合計	391	

具体的な施設名については、津市ホームページに掲載しています。  
以下のリンク先からご覧いただけます。

津市 トップページから

- ＞ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ
- ＞ 市民生活関連情報
- ＞ 市施設の運営状況など
- ＞ まん延防止等重点措置に係る時短等の対応



<https://www.info.city.tsu.mie.jp/wwwcontents/1587471396003/index.html>